

高田機工株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、高田機工株式会社と称し、英文では、TAKADAKIKO (Steel Construction) CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 橋梁、鉄骨、水門その他鋼構造物の設計、製作、施工および販売
2. 土木建築設計施工
3. 除塵機、巻上機その他土木用機器の設計、製作および取付工事
4. 取水、排水および下水処理設備の設計、製作ならびに据付工事
5. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理
6. 前各号に附帯、または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,968万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第11条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定により請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に定める請求をする権利

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数および選任)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

② 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(取締役会)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。

② 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに、その通知を発するものとする。

ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。

③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

④ 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第22条 当会社は、社外取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数および選任)

第23条 当会社の監査役は4名以内とする。

- ② 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第25条 監査役会は、その決議により、常勤監査役を選定する。

(監査役会)

第26条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日より3日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。

- ② 監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

(社外監査役の責任限定契約)

第27条 当会社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第29条 株主総会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第30条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第31条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

(2024年10月1日改正)